

決算に基づく財政状況の指標

健全化判断比率と資金不足比率を公表します

平成22年度の決算を基に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」の規定による健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全な本町の財政状況

本町の健全化判断比率と資

金不足比率を算定した結果、
いずれの指標においても早期
健全化団体や財政再生団体と
なる基準値を下回りました。

のことから、本町の財政
状況は健全な状態にあります
が、より一層の財政健全化を
進めていきます。指標ごとの
数値は次の通りです。

実質赤字比率||赤字なし

一般会計などの実質的な赤
字額が、標準的な収入に対し
て、どのくらいの割合になる
かを示す指標です。

一般会計と住宅資金貸付事
業、建設残土処分事業、墓苑
事業の収支決算額は黒字のた
め、該当はありません。

連結実質赤字比率||赤字なし

一般会計・特別会計・公當
企業会計すべての会計の実質
的な赤字額が、標準的な収入
に対し、どのくらいの割合
になるかを示す指標です。

一般会計、国民健康保険事
業特別会計をはじめとした特
別会計、水道事業をはじめと
した公営企業会計すべてで收
支決算額は黒字のため、該当
はありません。

将来負担比率||81.1%

一般会計などが将来負担す
るべき実質的な負債(一般会
計の借入金や土地開発公社の
負債など)の残高が、標準的
な収入に対して、どのくらい
の割合になつているかを示す
指標です。早期健全化基準の
350%を大きく下回っています。

資金不足比率||資金不足なし

各公営企業の資金不足額
が、事業の規模に対して、ど
のくらいの割合になるかを示
す指標です。対象になる水道
事業会計等(病院事業、在宅
生活支援事業、農業集落排水
事業、浄化槽整備事業、公共
下水道事業)とともに、資金不
足はありません。

財政健全化法とは

財政健全化法は、平成19年6月、地方公共団体の財政を適正に運営することを目的に公布されました。全ての地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、住民に公表することが義務付けられています。

健全化判断比率の4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のうち、どれか1つでも早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」に、財政再生基準を超えると「財政再生団体」になります。それぞれ、早期健全化計画、財政再生計画を策定し、早急に財政改善に取り組まなければなりません。

公営企業は、各事業ごとに資金不足比率をチェックします。経営健全化計画を超えると、経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定しなければなりません。

平成22年度 本町の財政状況

■健全化判断比率

(単位:%)

指標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	15.00	20.00
連結実質赤字比率	赤字なし	20.00	35.00
実質公債費比率	16.2	25.00	35.00
将来負担比率	81.1	350.00	

■資金不足比率

(単位:%)

特別会計などの名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	資金不足なし	
病院事業	資金不足なし	
在宅生活支援事業	資金不足なし	
農業集落排水事業	資金不足なし	
浄化槽整備事業	資金不足なし	
公共下水道事業	資金不足なし	